



広報－ご家族皆さんでご覧ください－

ふたば



8

災害版No.27
8月号2013



表紙写真：おいしくできました（桜帰人学級 料理教室）

平成25年8月1日発行 編集・発行 / 双葉町いわき事務所 秘書広報課

ごあいさつ

双葉町の皆さん、本年7月1日付
けで副町長を拝命いたしました、半
澤浩司です。よろしくお願ひ申し上
げます。

私は、平成3年4月に福島県職員
に採用以来、白河保健所を皮切りに、
財政課、地域振興課、経営金融課、
企画調整課などに勤務し、地域づく
り活動の支援や東日本大震災で被災
された事業者の方々への資金繰り支
援、新生ふくしま復興推進本部の事
務局として国への要望や復興の取り
組みの発信などの業務に携わってま
いりました。

このような中、双葉町の副町長に
就任したわけでありますが、町を取
り巻く現状は大変厳しく、避難を余
儀なくされている町民の皆さまの生



活支援、町外コミュニティの整備、今後の生活再建につながる賠償の充実、小中学校の再開、町内除染の早期着手、インフラの復旧など、解決すべき課題が山積しており、改めて身の引き締まる思いをしております。

わき市に移転し、県や双葉地方の他町村との密な連携が可能となり、6月25日には復旧・復興の指針である「双葉町復興まちづくり計画」を策定し、“町民一人一人の復興”と“町の復興”に向け、本格的に復興を進めて行く環境が整い、町民の皆さまからも大きな期待が寄せられていると感じております。

このため、職員一丸となり、スピード感を持ちながら復興の取り組みを進めて行くとともに、分かりやすく皆さまに情報を発信していくことが、今後ますます重要になつてくるものと考えております。

伊澤町長のもと、双葉町の復興のため、全身全霊で取り組んでまいる覚悟でありますので、町民の皆さまの格段のご支援、ご協力を賜りますよう、お願い申し上げまして、副町長就任のあいさつとさせていただきます。

7月1日付け 双葉町教育委員会教育長に選任されました、半谷淳です。この困難な状況で、教育長という重責を担うことができるだろうか、大変不安でありましたが、自分も長年双葉町にお世話になつた者として、町の復興のために力を注がなくてはいけないと考え、大役をお引き受けした次第です。

教育長として、もう一つ学校再開という大きな課題があります。このことは、伊澤町長の公約でもあり、また、多くの町民の願いでもあると 思います。双葉郡の他の市町村では、震災以後これまで多くの学校が再開されました。本町では、様々な事情により、未だ再開には至つてはおりません。早期に本町の小中三校をして幼稚園を再開しなくては、と考 えていました。

この件につきまして、就任後様々 な意見が寄せられています。「町が 戻れない可能性が大である。学校再



開を論じてどうする」「双葉の子ども達は、震災以降それぞれの避難先で落ち着いている。今更双葉に戻さなくてもよいのではないか」等々、です。どの意見も双葉町の実情を理解し、子ども達の将来を考えた上で意見であろう、と思います。

一方において、我が双葉町の存続を考えた時に、学校再開は取り組むべき大きな課題であろう、と考えます。町の存続とは、町の帰還、役場機能の維持、という問題のみならず、町の歴史、文化の継承、町民同士の絆、即ちコミュニティの維持を追及することであり、そして町の将来を担う人材育成という問題にも目を向げなくてはいけません。また、町の復興という、この困難な作業に町民が団結して取り組むことは、大変意義深いことです。悲観的な状況、厳しい現実の中で、常に明るい未来を見据え、大きな課題に向かって取り組むことが大切ですし、子ども達に未来への明るい道筋を示していくことが、我々大人の使命ではないでしょうか。

学校再開時に、戻る子ども達が例え少数であろうとも、町内各校の教師、町民が一体となり、双葉の子ども達が満足できる、双葉の教育を推進することが可能である、と確信しています。県内各地での少人数学校の成果が良き手本です。保護者、町民その他関係各位の意見に耳を傾けながら、町の復興、学校再開のため全力を尽くしたい、と考えています。今後とも宜しくお願ひします。



行政報告



6月26日招集の平成25年第2回双葉町議会定例会で、伊澤史朗町長が行政報告を行いました。その概要をお知らせいたします。



送られております。町民の皆さん、一日も早く安心して暮らしていけるよう業務に取り組んでまいります。

3月定例会以降の行政経過についてご報告申し上げます。



▲いわき事務所に国旗、町旗を掲揚

去る6月17日には、福島県知事、国會議員、県議会議員、関係各機関、さらには、町関係では、議員の皆さん、行政区長の皆さんなど多くの関係者の方のご出席をいただき、開式を実施いたしました。今後、このいわき事務所を双葉町の復旧・復興の一拠点として、郡山支所及び埼玉支所の一事务所、二支所の体制で業務に当たって行くとともに、福島県や双葉地方の他の町村との連携もより緊密に行えるものと考えております。さらに、職員一同、より一層行政サービスの向上に努めるとともに、業務に励んでいく所存でありますので、議員の皆さんにおかれましては、ご協力、ご指導を改めてお願ひしたいと思います。

4月13日は、いわき市のホテルにおきまして、双葉町の児童生徒であることの自覚と郷土を愛する心を育てることを目的として、「双葉町立小・中学校児童生徒の卒業並びに入学を祝う会」が開催されました。東日本大震災と原子力発電所の事故で全国に避難され、毎日辛い思いで避難生活を強いられている中、小学1年生が13名、中学1年生が21名、中学校卒業生23名の57名が出席されました。児童生徒の作文発表やゲストによるトークショーなどが行われ、

建築中でありました、役場いわき事務所が、関係者各位のご理解とご協力によりまして、無事竣工に至り、

楽しい時間を過ごしました。
本町では全国に避難している39歳以下の町民を対象として、全国組織の医療機関に検査を委託しております。その実施可能な医療機関で昨年12月から実施し、523名の方が検査を受けられました。
福島県内における甲状腺検査については、実施可能な医療機関が少ないことから、本年5月15日、ひらた中央病院と甲状腺検査の協定を締結いたしました。今後も実施可能な医療機関を増やすとともに受検しやすく安心できる環境整備に努めてまいります。
ホテルボディカウンターによる内



▲ロンドン五輪メダリストにサインを求める生徒

部被ばく検査についてありますが、昨年8月から旧騎西高校で実施している検査で、797名の方が受検されました。現在、いわき事務所で受検が可能となるようホールボディカウンター設置の準備を進めております。



▲いわき事務所に設置されたホールボディカウンター

また、いわき事務所開設に伴い、国県道等関係機関からご協力を頂き道路案内標識を13カ所設置し、利便性の確保を図っております。

住民の一時帰宅は、本年4月下旬から8回目を開始しております。今年度からは特定の月を除いておおむね月に1回の立ち入りとなり、月曜日と火曜日を除いて立ち入られる方が都合の良い日を選べるようご案内を行っております。

実施主体の原子力災害対策本部の事業計画に基づき、最初の4月から5月の間では1回とさせていただきましたが、6月からは、毎月1回の立ち入りを実施するための案内及び受付を従来と同様に行っております。

なお、前回までの累計実績数は、11,856世帯、27,649人となりました。今年度は、5月19日現在までの実績では、マイカーでの立入りが610世帯、1,474人の方が立ち入りを行っております。

帰還困難区域内等への公益立入り一時帰宅に伴う、立入制限区域への連絡道路等の確保のため、町道9路線32か所の応急補修工事を実施しております。

また、降雨や強風等の影響による倒木等、一般町道等の路面確認のため、4月12日及び5月29日にパトロールを実施する等、定期的な巡回を行い、立入バス、自家用車等通行車両の安全の確保に努めております。

本年度は、これまでに3件で10,000千円をお支払いしております。

また、双葉町内の放射線量については、町独自の測定結果を、福島県

の放射線量集計システムを利用して引き続き公表を行っております。

今後も引き続き、各機関の測定結果並びに町独自の測定結果により町内の汚染状況の把握・公表に努めてまいりますので、今後も関係者各位のご協力をお願いするところであります。

これまで議論を続けてまいりました竹・浜野両地区については、重ねて国の説明会が行われ、本町は苦渋の決断として、国に対し見直しに係る付帯条件を付けて受け入れを通知、去る5月7日公示、同月28日に警戒区域見直しが施行されております。

区域見直しの施行にあたり、国は防犯・防災対策のためのバリケード等の設置などを行い、原子力災害現地対策本部によって維持管理されております。

なお、双葉町内全域の避難指示区域は見直さずに事故後6年間は継続し、それ以降の見直しについては、関係自治体や住民等との協議により見直しを行うこととされたところであります。

これまでご要望をいただいておりました帰還困難区域の通過については、目的が通院や通勤などに限定されますが、国道6号線、288号



▲バリケードの施錠を確認する伊澤町長



▲浜街道に設置されたバリケード

線を利用した通り抜けが認められる特別通過交通制度も6月17日から開始されております。

しかし、道路上でも依然として空間放射線量率は高い数値を示しており、影響を考慮した上で若年者の通過はご遠慮していただきたく関係者のご理解とご協力を引き続きお願いするものであります。

5月18日から5月26日にかけて、

福島県内7カ所、福島県外4カ所の計11カ所で町政懇談会を実施し、分散避難している中700名の方にご出席をいただきました。今回の町政懇談会は、私が町長に就任して初めてであり、厳しい避難生活を強いられている中で、町民の皆さまの率直なご意見をお伺いするために開催しました。今回も懇談会で、まず町の方から、区域見直し、役場機能移転、双葉町復興まちづくり計画の3点について説明し、町外コミュニケーション、原子力損害賠償、除染、中間貯蔵施設、学校再開など町の復興に関わる重要な課題についてたくさんのご意見等をいただいたところです。ここで出された意見は、内部検討を行い、今後の施策に反映させるとともに、国に対しても強く要求してまいりたいと考えております。



▲町政懇談会（いわき南台会場）

のとおり、計画を決定することが適切と判断し、議会全員協議会においてその旨を報告させていただいた後去る6月25日に「双葉町復興まちづくり計画（第一次）」を決定しました。



▲三井所委員長からまちづくり計画(第一次)案を受け取る伊澤町長

「双葉町復興まちづくり計画（第一次）」は、町民一人一人の復興と町の復興を目指して、というタイトルにあるとおり、町民の皆さんのが活動再建に対する支援を中心として、町民のきずなの維持・発展、ふるさとの荒廃を防ぎふるさとへの思いをつなぐ取組、そしてふるさとへの帰還を果たし、魅力ある町を再興してまいりたいと考えております。

原子力損害賠償については、昨年7月の新しい賠償基準の公表以降、双葉郡8町村が連携して、国・東京電力に対し、財物賠償の早期実施を求めてまいりました。5月7日に、国の原子力災害対策本部による警戒理解を得られたものと判断しました。

いく取組を整理して記載をしております。今後、復興まちづくり計画に基づき、町民一人一人の生活再建と町の復興に向けた取組を加速させてまいります。

復興まちづくり計画の策定を受けた。計画に書かれた施策の推進方策や、双葉町の復興を巡る情勢の変化や町民意識の変化に沿った計画の在り方に關する意見を求めるため、町民の代表者・有識者から構成される「双葉町復興推進委員会」を設置します。今後、双葉町復興推進委員会の意見も聞きながら、復興まちづくり計画に書かれた施策について、当面の具体的な取組を定める事業計画の策定に取り組んでいくこととしております。

とりわけ、復興公営住宅の整備については、その早期整備を求める声が数多くあることを承知しておりますので、復興まちづくり計画に記載された、いわき市、郡山市、南相馬市を中心として、今後、国・県・受入自治体との協議を加速させてまいります。

区域の見直しが決定されたことを受けて、宅地・建物の賠償手続きが始まっているところです。しかしながら、現在の財物賠償の基準では、町民の皆さん的生活再建には程遠いのが現状です。

今回の原子力損害の賠償指針を策定している、国の原子力損害賠償紛争審査会の能見会長以下委員及び国担当者が、6月12日に双葉町を視察しました。視察において、地震・津波の被害もない建物が、管理不能に追いやられているにも関わらず、築年数が古いという理由で低額の賠償額にとどまっている現状、また土地の賠償基準が、現在の、固定資産税評価額の1・43倍では、当時の購入価格に満たないことや、避難先で新たな土地を買うには低すぎる現状などを説明し、賠償指針の見直しを強く訴えてまいりました。さらに、

6月22日には、福島市にて開催された第32回原子力損害賠償紛争審査会において、他の双葉郡8町村の町村長とともに、審査会の委員に対して直接、意見陳述する機会を得ました。財物賠償の問題に加えて、現在の人あたり月額10万円の精神的損害の見直し、家賃賠償の継続、事故後6年以降の賠償の取扱い、審査会への被害者代表の参画、原子力損害賠償紛争解決センターの体制の充実、消

滅時効に対する法的担保の明示などを要求し、審査会の委員に対しても、被害者の声を聞き、被害者の被害実態に沿った賠償の実現を求めてまいりました。審査会には、今回の現地視察及び被害町村の意見を踏まえて、被災者に寄り添った形で賠償指針の見直しがなされることを強く期待をしております。今後とも、福島県、双葉郡8町村など被災自治体と連携して、国と東京電力に対して、賠償基準の改善を求めてまいります。

また、双葉町においても、本請求をされていない未請求者が多くいらっしゃいます。さらに、避難生活に伴う精神的損害の取扱いや、土地・建物・家財の賠償など、賠償が本格化するにつれて、法律の専門家の支援が必要になると考えられます。そのため、こうした未請求者の方を請求手続きで課題を抱える町民を支援するため、双葉町弁護団との連携を引き続き図つてまいります。

こうした取り組みを通じて、原子力損害の完全賠償と町民の皆さんへの早期支払いを強く求めてまいります。



**双葉中学校
校長**

荒木 幸子（写真左）

いわき事務所に着任し、双葉町の皆さんとの一体感を感じております。学校再開に向けて尽力したいと思います。

**双葉南小学校
校長**

日野 俊隆（写真中央）

6月までは、いわき市総合教育センターに勤務していました。双葉町の子どもたちのために力を尽くしたいと思います。よろしくお願ひします。

**双葉北小学校
校長**

松本 浩一（写真右）

学校再開にむけた取り組みが本格化すると思います。前進あるのみです。張り切って職務に取り組みます。

学校の再開に向けて

双葉町いわき事務所開設に伴い、双葉中、双葉南小及び双葉北小の校長先生が7月1日より教育委員会事務局において職務にあたっております。

双葉町立小・中学校に配属されている教職員の管理及び全国各地に避難されている児童、生徒や保護者からの教育相談業務、各学校からのネットなどを利用しての情報発信や学校再開に向けての準備などを行っています。

—教育相談について—

お子さんの学校生活や進路などについての相談は、就学先の先生に相談するのが一番良いかと思いますが、どうしても相談できない場合は、お気軽にご相談ください。

※相談日時…月曜日～金曜日（祝日を除く）午前9時～午後4時まで
 ・南小校長 080-2841-1690
 ・北小校長 080-2835-6233
 ・双中校長 080-2835-0162

福島県立双葉高等学校 創立90周年記念式典のお知らせ

大正12年に県立双葉中学校として開校しました。本校は、今年90周年を迎えるにあたり、10月に記念式典を開催いたします。本校同窓生の方で出席を希望される方は、下記の連絡先までご連絡ください。なお、参加希望者多数の場合は、先着順とさせていただきます。

○日時 10月12日(土)

受付 午前8時30分～

記念式典 午前9時30分～10時30分

パネルディスカッション

午前10時50分～12時20分

○会場 いわき明星大学児玉記念講堂

【申込先】福島県立双葉高等学校
☎ 0246-29-2701

悩みの解決方法、専門家に聞いてみませんか？

東日本大震災に際し、平成23年3月11日に自宅や営業所などが福島県にあった方は、弁護士、司法書士による法律相談を無料でご利用いただけます。

(ただし、刑事事件は対象外です)

○弁護士による無料法律相談…月・水・金

・原発による損害賠償、借金問題、相続問題、労働問題、家族／男女間の問題、住まいに関する問題、二重ローン問題、隣地との問題など

※水曜日と金曜日はテレビ電話システムを利用した相談になります。

※月曜日が祝日の場合は、火曜日に相談を行います。

○司法書士による無料相談…火・木

・土地建物の権利関係（売買、相続、贈与による移転、抵当権、賃借権の設定、抹消など）、会社法人に関する登記など

※火曜日は午後のみの相談になります。

※祝日の翌日にあたる火曜日には実施されません。

予約…希望日、お名前、連絡先などの基本情報を伝えください。事前予約となりますので、お問い合わせください。

相談料…面談相談1回につき30分無料

同一案件3回まで原則無料です（弁護士・司法書士の指定はできません）

郡山行政区からのお知らせ

郡山区長 佐藤 一夫

総会（大字会）及び交流会の開催について

○日 時 9月7日(土)～8日(日) 1泊2日

総会…午後3時～

交流会…午後6時～

○場 所 磐梯熱海温泉 金欄荘

(郡山市熱海町熱海4-321)

☎ 024-984-2111

○会 費 大人1人 10,000円

○申込締切 8月20日(火)

※準備の都合上、早目の連絡をお願いいたします。

【申込先】 区長 佐藤一夫

☎ 090-2791-7471

宮城県に避難している皆さんへ

この度双葉町から宮城県に避難している皆さんとともに在宮城双葉自治会を立ち上げました。

名称は「**双葉会**」と命名しました。

一人ではなく横のつながりを持ち、会員相互の親睦を図りながらみんなで頑張っていきましょう。連絡をお待ちしています。

【申込先】 会長 阿部 利一

☎・FAX 022-393-4586

携帯 090-3642-3661

副会長 笠原 悅夫

携帯 080-2825-8281

事務局 宮本 孝男

☎・FAX 022-707-1147

携帯 090-4885-2279

【お問い合わせ・ご予約はこちらまで】

日本司法支援センター **法テラスふたば**

〒979-0407 双葉郡広野町広洋台1丁目1番89

☎ 050-3381-3805

・受付時間：平日午前9時～午後5時

・相談時間：平日午前10時～午後4時

原子力損害賠償紛争審査会現地調査・審査会

6月12日、原子力損害賠償紛争審査会（能見善久会長）において、被災地の現地調査が行われました。また、6月22日には「第32回原子力損害賠償紛争審査会」が福島市のホテルで開催され、伊澤史朗町長が損害賠償の基準の見直しと事故後6年以降の見通しなどについて要望しました。

平成25年6月12日、文部科学省の原子力損害賠償紛争審査会の現地調査が実施され、双葉町内の視察が行われました。

審査会会長の能見善久氏（学習院大学法務研究科教授）、高橋滋氏（一橋大学副学長・教授）、米倉義晴氏（放射線医学総合研究所理事長）ほか、原子力損害賠償紛争解決センター仲介委員4人が現地を訪れました。

当日は、川俣町の山木屋地区及び浪江町の津島地区の視察を終えた審査会委員を乗せたバスを浪江町との町境のゲートでお出迎えし、伊澤史朗町長と佐々木清一町議会議長がバスに同乗し、現地調査が始まりました。

伊澤史朗町長の資料説明が行われながら、バスは県道広野小高線を南下し、津波の被害のあった浜野地区から郡山地区の現状を目の当たりにしていただきました。



▲築年数48年以上経過する家屋を視察

能見会長からは、「ほかに移り住むための費用も賠償の対象に加えられるか検討しなければならないのではないか」とお言葉をいただきました。

2軒の家屋の視察後は、役場庁舎、ふたばパークヒルズ住宅団地を車窓から視察。ここでは、土地の賠償基準が固定資産税評価額の1・43倍であっても、賠償額が当時の購入価格に満たない（購入額の6割程度）ケースについて切実に訴えました。

ふたばパークヒルズの視察を終えた後、双葉町体育館前でバスを降車し、長塚地区商店街を歩いていただきました。委員の皆さんには、地震で倒壊した建物や荒廃した街並みを見て、自由に入りさえできれば、修理の施しようもあつた無念さを感じていました。

最後に、震災の影響で時計が止まつたままのJR常磐線

視察し、宅地や建物の財物賠償基準に実際の固定資産税評価額及び床面積を当てはめて、同じ広さのものを新たな地域で求めた場合、現在の賠償基準では同じ広さのものは取得できないという現状と中間指針第2次追補において、「居住用の建物にあっては、同等の建物を取得できるような価格にすることに配慮する等、個別具体的な事情に応じて合理的に評価するものとする」とされていることとの矛盾を訴えました。



▲町体育館から双葉駅に向かう会長

双葉駅前において、伊澤町長が能見会長に、「精神的損害の増額」や「事故後6年以降の賠償の取扱いと将来の健康被害に対する賠償の取扱い」、6項目の要望書を手渡し、審査会による現地調査を終えました。



▲要望書を能見会長に手渡す伊澤町長

は、福島市のホテルで、「第32回原子力損害賠償紛争審査会」が開催されました。審査会には佐藤雄平福島県知事をはじめ、瀬戸孝則県市長会長、遠藤栄作県町村会副会長ほか、12市町村の首長ら

原子力損害賠償紛争審査会の今後の審議に向けた要望書

1. 原子力損害賠償紛争審査会に被災者の代表を参画させること。
 2. 原子力損害賠償紛争審査会の中間指針について、精神的損害の金額の増額（例：月額35万円）や、捜索等ができなかった津波被災者への特段の苦痛に対する精神的損害の増額など、不十分な点を改訂すること。
 3. 中間指針において明らかとされていない、事故後6年以降の賠償の取扱い、将来の健康被害に対する賠償の取扱いを明らかにすること。
 4. 資源エネルギー庁及び東京電力による財物賠償の基準について、町民の生活再建が可能となるように、審査会において新たな指針を作成すること。または、資源エネルギー庁及び東京電力に対して基準の見直しを強く要求すること。
 5. 原子力損害賠償紛争解決センター（ADR）の組織体制を拡充し、和解仲介手続きの期間を短縮すること。
 6. 消滅時効の取扱いについて、東京電力の運用によるのではなく、法的な担保を明確に定めること。

が出席しました。第1部では、田村市、南相馬市、川俣町、飯舘村、第2部では広野町、楓葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村からそれぞれ自治体の現状や課題のほか、賠償基準に関する意見が述べられました。

双葉町は、伊澤町長が出席し、先に行われた現地調査のお礼をはじめ、財物賠償に係る課題として、管理不能に追いやられた建物について、同

等の建物を取得できる基準となつてゐるか、また、町民が希望する新たな場所で、新たに住居を確保するには今の基準では不十分であるため、生活再建を果たすことが可能となるような考え方の明示など、被害者の声を聴き、被害者の被害実態に沿った賠償の実現を再度強く要望いたしました。



▲町の状況と課題、賠償基準への意見を述べる伊澤町長

※審査会の説明資料はホームページに掲載しています。
郵送希望の方には資料をお送りします。

論していく」と述べ、財物賠償の問題の検討と賠償の終了時期などの指針の見直しを進める考えを示されました。

損害賠償請求で、わからないことがあれば、ご相談ください



東京電力(株)に対する損害賠償の請求を行っていますか。

一般的に、民法では発災日から3年で請求権利がなくなる規定（「時効」）があることは、ご存知でしょうか？…ということは、あと7ヶ月余りで請求権利がなくなる可能性があるのです。

東京電力㈱は、時効について柔軟な対応をすると表明していますが、法的な担保ではなく、いつ時効を主張し直すかわからないという不安に駆られます。

先日、国会において、「原賠ADR時効特例法」が施行されました。法律があれば大丈夫では？と思いますが、この法律は、原子力損害賠償紛争解決センターで和解が成立せず、和解仲介の途中で時効となっても、1ヶ月以内に裁判所に訴えることで時効にならないようにするものであり、全ての人が時効を免れるわけではありません。そのため、町では国に対し時効の中止に係る法的措置を要求していますが、これによらず、"自分の権利は自ら守る"ためにも早めの損害賠償請求を行うことが何よりも必要です。

東京電力によると仮払金を受けた方で、本賠償金を請求していない方が双葉町で約500人いるとのことであり、町では未請求者に対し電話等で賠償請求を行うよう勧めたいところですが、個人情報保護法により、町民の皆さまの賠償請求の状況を把握できません。

まだ請求されていない方や請求方法がわからないという方はご相談に応じますので、お気軽にお問い合わせください。

【問い合わせ先】復興推進課賠償対策係 ☎ 0246-84-5203



下羽鳥えびす会

総会・懇親会



4月27日、28日磐梯熱海温泉において、震災後2年ぶりとなる下羽鳥えびす会総会・交流会が一泊二日の日程で開催されました。会員の皆さんには、県内外の避難先から31人が参加しました。

総会では、平成22年度の収支報告や役員改選が行われた後、今後の会の運営方法について話し合われました。

夕食を囲んでの交流会では、震災翌日の3月12日に結婚式を挙げる予定だった木幡さんご夫妻の紹介から始まり、それぞれの避難先でのこと、懐かしい下羽鳥地区での思い出や近況等を夜が更けるのも忘れて語り合い、震災以来の再会を喜び合いました。

えびす会は、毎年、盆踊りの開催や伝統芸能である神楽の継承などを通して地域のコミュニティーの維持に尽力されてきました。

今後も定期的に交流会を催すこと決め、また会う日まで元気でいることを約束して別れを惜しみながらそれぞれの避難先へ戻つていきました。

にこにこサロンを開催します

平成25年 8月 開催予定日

平成25年度の福島県内における介護予防事業「にこにこサロン」は、下記のように仮設住宅集会所及び地域の市民会館・公民館等において開催予定です。

「健康チェック（血圧測定）」、「にこにこ体操（音楽に合わせた体操やストレッチ体操）」、「折り紙」、「脳トレゲーム」等を通して参加者の皆さんと楽しい時間を過ごします。町民同士の交流の場、情報交換の場、再会の場としてご利用ください。たくさんの方の参加をお待ちしています。

仮設住宅集会所	住所・電話	開催月日	時間
サポートセンター「ひだまり」	いわき市南台3丁目1-1 0246-38-7105（事務所）	8月6日(火)	13:30~15:30
喜久田仮設住宅 集会所	郡山市喜久田町早稻原字上ノ端54-4 080-6290-5960（木村）	8月20日(火)	13:30~15:30
白河仮設住宅第二集会所	白河市郭内151-29 080-6290-5954（廣田）	8月1日(木)	13:30~15:30
さくら仮設住宅 集会所	福島市さくら1丁目10-1 080-6290-5941（林）	8月20日(火)	13:30~15:30
市民会館・公民館等	住所・電話	開催月日	時間
並木交流センター ホール	つくば市並木4-2-1 029-851-3084	8月27日(火)	11:00~15:00

【問い合わせ先】双葉町社会福祉協議会 いきいきサポートセンター（介護予防事業所）
☎ 080-6033-1199（古室）



第二回

細谷の集い・交流会

5月19日、20日いわき市スパ・リゾートハイアpezにおいて第2回細谷の集い・交流会が開催され、25世帯54人が参加しました。

初めに大橋庸一区長が「昨年は、茨城県のいこいの村涸沼で再会をし、お互いの近況を確かめ、再会を喜びあつたが、今回は今後の選択と決断が迫られようとしている中で、昨年とは違った思いの交流会になると思います。私たちは永遠に細谷地区の住民として帰属意識を持ち、定期的に集い、どんな状況にもめげることなく前を向いて進んでいきましょう」とあいさつを述べました。

続いて会計報告が行われた後、役員改選が行われ、現行役員の留任が満場一致で承認されました。さらに細谷地区出身のスパリゾートハイアpezダンスチームリーダー「フラガール」第14代リーダー「モアナ梨江」さんを今後も引き続き支援していくことが決まりました。

交流会では、会場に駆けつけたモアナ梨江さんを囲んで、思い出話に花を咲かせたり、一緒に記念撮影をするなど、参加した皆さんは大感激の中、交流を深めていました。交流会後もそれぞれの部屋では尽きない話題で盛り上がり、参加した皆さんは寝不足のようでしたが、心から喜び、来年の集い・交流会での参加を誓い、楽しみにしてそれぞれの帰途につきました。

双葉農業普及所からのお知らせ

双葉農業普及所は、毎月県内5カ所で、避難されている農家の皆さんの相談窓口を設置しております。

窓口では、相談者の現在の状況を聞き取らせていただきながら、皆さんが必要な情報、(農産物・土壤モニタリング結果、原子力災害に対応した農業技術情報、資金・事業の紹介など)をわかりやすくご説明いたしますので、お気軽にお越しください。

8月の日程は右記のとおりです。

※町村問わずに最寄りの窓口にお越しください。

※右記以降の日程は随時お知らせいたします。

双葉農業普及所ブログ「**ふたばの農業通信**」に掲載しておりますので、ご利用ください。パソコン、携帯電話からご覧になれます。(携帯電話のパケット料金にはご注意ください)

※時間：午前10時～午後3時

8月1日(木)	郡山市南一丁目応急仮設住宅集会所 (富岡町仮設住宅)
8月2日(金)	三春貝山多目的運動公園内
8月23日(金)	(葛尾村役場三春出張所)
8月2日(金)	いわき明星大学 大学会館2階
8月16日(金)	(楓葉町役場いわき出張所)
8月8日(木)	二本松市平石高田第二工業団地内
8月30日(金)	(浪江町役場二本松事務所)
8月9日(金)	大熊町役場会津若松出張所
8月29日(木)	産業建設課内
8月22日(木)	郡山市富田町若宮前応急仮設住宅集会所 (富田町仮設住宅)

【問い合わせ先】双葉農業普及所

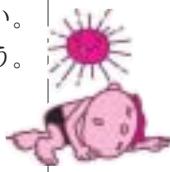
☎ 0246-24-6044
FAX 0246-24-6142

真夏でもしっかり食べましょう

夏バテしていませんか。下のチェック表で当てはまるものが多い人は、すでに夏バテぎみかもしれません。

夏バテ チェック

- 日中外にいることが多い。
- 冷房の効いた部屋にいることが多い。
- つい冷たいものばかり食べてしまう。
- 冷たいものをたくさん飲む。
- よく眠れない。
- 寝るときに冷房をつける。



夏バテにより食事が減ってしまうと、エネルギー不足からだるさや疲労感を引きおこしてしまいます。涼しい朝のうちなら食欲が出やすいので、普段は朝食を食べない人も、手軽にとれるものを準備して食べてていきましょう。

私たちは1日に水分を食事から約1,000ml、飲み物から約1,200ml摂っています。意外に思うかもしれませんが、水分のおよそ半分を、固体物(ごはんやおかず)から摂っているので、食事の量が減ってしまうときは、水分補給を意識して行います。

飲み物だけでなく、果物やゼリー、アイスクリームは水分量が多く、のどごしもよいので冷蔵庫に入れておくと安心です。

高齢の方は、のどの渇きを感じにくいなど、脱水がおこりやすいので、屋外はもちろんのこと、屋内でも風通しが悪い場合や、日差しを受けやすい上層階で生活している場合は注意が必要です。

ビールなどのアルコールは水分の補給にはなりません。アルコールには利尿作用があり、飲んだ量以上に尿として体外へ排出されてしまうため、お酒を飲んだあとにも水分補給をする必要があります。

食欲が落ちている時には、みょうがや大葉などの香味野菜や、カレー粉、にんにくなどのスパイス、レモンなどの酸味を効かせたり、また、舌触りなど触感も食味のひとつです。さくっと揚がった唐揚げなどスタミナのつくおいしいものもしっかり食べて暑い夏をのりきりましょう。

ご飯 1杯		約90ミリリットル
食パン 1枚		約20ミリリットル
キャベツの葉 1枚		約45ミリリットル
トマト 1個		約150ミリリットル
豚ロースカツ 1人前		約70ミリリットル
マグロの刺身 4切れ		約45ミリリットル
卵 1個		約45ミリリットル

食品に含まれる水分量

簡単 冷やして食べてもおいしいレシピ

鶏肉の梅風味煮もの(2食分)



材 料：鶏ささみ 3本、梅干し 1～2個、大葉 4枚、ねぎ 1/4本、片栗粉 適量
煮汁（だし 150cc、しょうゆ・酒 大さじ1、みりん 大さじ1.5(または砂糖小さじ1)）

準 備：ささみの筋を取り、一口大に切り片栗粉をまぶしておく。大葉とねぎは細かく刻む。梅干しは種をとりほぐしておく。チューブのねり梅を使ってもよい。

＜作り方＞鍋に煮汁を煮たて、梅干しを入れる。
ささみを入れて煮る。火が通ったら、ねぎを加えてさっと煮る。器に移し、大葉をちらす。

ピリ辛春雨サラダ(2食分)



材 料：春雨 50g、きゅうり 1/2本、ハム 1枚、ポン酢 大さじ1、ラー油 少々

＜作り方＞春雨は熱湯につけて戻し、水洗いする。きゅうり、ハムは千切りにする。すべての材料をまぜる。

一時帰宅される皆さまへ

熱中症が心配される季節です。一時帰宅される際は、飲料水などをご準備いただき、熱中症対策にご配慮ください。

平成25年4月より、住民一時帰宅（コールセンター電話0120-234-530にお電話にて申し込んでいただく一時帰宅）では、中継基地での受付時間が午前9時からとなっております。午前9時よりも前に中継基地にお越しいただいた場合でも、お待ちいただくようになりますので、ご注意ください。

国道6号線沿いにご自宅や事業所をお持ちの方へ

特別通過交通制度の実施に伴い、ご自宅等への入口にバリケードを設置させていただいております。防犯の目的で設置させていただいた設備であり、相応の重量があります。開閉の際には思わず怪我などされないよう気をつけてください。また、年配の方や女性の方が一人で開閉されることが困難な場合があります。（特に、砂利地の上にバリケードが設置されているところ等）同行される方にお付添いをいただいての一時帰宅をお勧めいたします。

【問い合わせ先】住民生活課 住民支援係
☎ 0246-84-5204

子宮頸がん予防ワクチンの積極的な接種勧奨を差し控えています

平成25年6月14日に厚生労働省から、子宮頸がん予防ワクチンについて、ワクチンとの因果関係を否定できない持続的な痛み等の副反応が接種後に特異的に見られたことから、適切な情報提供ができるまでの間、積極的な接種の勧奨を控えるよう勧告がありました。

今後、国において副反応症例について速やかに専門家による評価を行い、積極的な勧奨の再開の是非を改めて判断する予定です。

なお、今回の勧告は定期予防接種を中止するものではありませんので、希望する方は接種を受けられますが、ワクチンの有効性と副反応のリスクをご理解のうえ、予防接種をお受けください。

【問い合わせ先】
健康福祉課 健康づくり係
☎ 0246-84-5205

ふくしまの子どもたちを甲子園にプロジェクト

—あこがれの聖地でおもいっきりプレーしよう—

福島県の野球少年を、高校球児のあこがれの舞台「阪神甲子園球場」にご招待します。

18年前の阪神淡路大震災を経験した西宮青年会議所と、浪江・南双葉・いわき青年会議所が、東日本大震災によって被害を受けた地域の子どもたちに夢や希望を持って自分の未来を切り拓いてもらいたいという想いから共同で事業を実施します。30人の子どもたちを2泊3日（車中1泊）の行程で兵庫県西宮市の阪神甲子園球場に招待し、憧れのグラウンドで思いっきり野球を楽しんでもらいいます。

・実施種目…軟式野球

練習及び2チームに分かれて試合

・対象者…東日本大震災以前の浪江町、双葉町、大熊町、葛尾村、富岡町、檜葉町、広野町、川内村、いわき市に住んでおり、野球をしている中学3年生の男女

・応募方法…所定の応募用紙と「僕（私）の夢」を題材とした作文800文字～1200文字）を同封のうえ応募期間内に事務局まで郵送でお送りください。

- ・応募締切…8月20日(火)消印有効
- ・定員…30人（内訳：ピッチャー4人、キャッチャー2人、内野手14人、外野手10人）
- ・参加費…無料（往復バス代、宿泊代、食事代、スポーツ保険等含む）
- ・選考方法…提出いただいた作文をもとに選考します。
- ・結果発表…9月17日に結果を郵送にて発送します。電話での回答には応じません。

・スケジュール

- | | |
|--------|--------------------------------|
| 10月13日 | 事前練習・保護者説明会 |
| 11月8日 | 午前9時福島出発 バスにて西宮市へ |
| 11月9日 | 午前8時到着 阪神甲子園球場
練習～試合（西宮市内泊） |
| 11月10日 | 午前8時30分 西宮市出発 |
- ・主催…福島の子どもたちを甲子園にプロジェクト実行委員会（一般社団法人西宮青年会議所、社団法人浪江青年会議所、南双葉青年会議所、公益社団法人いわき青年会議所）

【資料請求・問い合わせ先】 公益社団法人いわき青年会議所 (平日：午前10時30分～午後3時30分)
☎ 0246-24-0780/FAX 0246-25-7110

後期高齢者医療被保険者証の定期更新について

－新被保険者証を郵送しました－

平成25年8月1日以降の被保険者証について、7月下旬ごろに役場に届け出のある避難先住所に郵送しております。新たに申請の必要はありません。

届出のある避難先住所に変更のあった方は、8月1日までに保険証を交付できていない可能性がありますので、ご連絡ください。

＜簡易書留郵便での送付について＞

被保険者証は、簡易書留郵便で送付しておりますので、配達時に御不在の場合は郵便局に一時保管されます。再配達については、「郵便物お預かりのお知らせ」に記載の連絡先へお問い合わせください。郵便物の保管期間は1週間ですのでお早めにお問い合わせください。

なお、被保険者証を送付する封筒は双葉町のものでなく、福島県後期高齢者広域連合と記載のある封筒になりますので、お間違えのないようにしてください。

＜有効期限の切れた被保険者証について＞

有効期限が切れました被保険者証につきましては健康福祉課までご返却ください。ご返却いただけない場合には、自己責任のもと細かく裁断し破棄してください。

＜標準負担額減額認定証について＞

標準負担額減額認定証（以下、認定証）の有効期限は平成25年7月31日までです。8月以降の認定証の交付については申請が必要となっております。認定証は申請のあった月の1日からの発行期日となりますので、該当する方は8月末までには申請をしてください。

申請書については福島県後期高齢者医療広域連合ホームページからダウンロードできます。ダウンロードできない場合には申請書を送付いたしますので、健康福祉課国保年金係までお問い合わせください。

【福島県後期高齢者医療広域連合ホームページURL】

<http://fukushima-kouikirengou.lineup.jp/>

国民健康保険高齢者受給証及び特定疾病療養受療証の更新 標準負担額減額認定証の更新について

【高齢受給者証及び特定疾病療養受療証の更新について】

平成25年8月1日から国民健康保険高齢受給者証（双葉町国民健康保険加入の70歳から74歳の方が対象）及び国民健康保険特定疾病療養受療証（人工透析治療を行う必要のある慢性腎不全などの特定疾患に該当している方で受療証の交付を受けている方）が更新となります。新しい高齢受給者証及び特定疾病療養受療証につきましては、7月下旬から役場に届出のある避難先住所へ送付いたしました。

高齢受給者証につきましては医療機関などを受診する際に必ず保険証と一緒に窓口へ提示してください。

なお、高齢受給者証に負担割合の記載、特定疾病療養受療証には自己負担限度額の記載がありますが、一部負担金につきましては平成26年2月末日までは免除されます。

【標準負担額減額認定証の更新について】

標準負担額減額認定証（以下：認定証）の有効期限は平成25年7月31日までです。8月以降の認定証の交付については申請が必要となります。認定証は申請のあった月の1日からの発効期日となりますので、該当する方は8月末までには申請をしてください。

※標準負担額減額認定証とは、住民税非課税世帯について、入院時食事療養費および入院時生活療養費が減額となる認定証です。

※標準負担額減額認定証は原則事前申請となります。退院後の申請の場合遡って食事療養費の減額分の差額支給が出来ない場合がありますので該当する場合は事前申請をしてください。

※社会保険等その他の医療保険に加入されている方については、加入している保険から標準負担額減額認定証の交付を受けられる場合がありますので、加入している医療保険の保険者にお問い合わせください。

【有効期限の切れた高齢受給者証および認定証について】

有効期限の切れた高齢受給者証等は双葉町役場健康福祉課国保年金係までご返却いただくか、自己責任のもと、細かく裁断して破棄してください。

その他、ご不明な点等ありましたら下記問い合わせ先までご連絡ください。

**【問い合わせ先】 健康福祉課 国保年金係
☎ 0246-84-5205**

原子力災害に伴う国民年金保険料特例免除の期限延長について

東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、避難指示・屋内退避指示を受けた市町村に、平成23年3月11日時点での住所を有していた方は、ご本人からの申請に基づき、国民年金保険料が全額免除になります。免除期間は平成25年7月分から平成26年6月分の保険料が対象となります。

なお、申請書の受付はいわき事務所健康福祉課、または最寄りの年金事務所窓口で行っておりますので、お手続きください。申請書は日本年金機構ホームページ(<http://www.nenkin.go.jp/n/www/index.html>)からダウンロードできます。申請書をダウンロードできない場合には送付いたしますのでいわき事務所健康福祉課までご連絡ください。

※2号被保険者（厚生年金などに加入している方）、3号被保険者（2号被保険者に扶養されている配偶者）、20歳未満の方、60歳以上の方などは、申請対象外となります。

※学生の方は学生納付特例による申請となります。

【免除が承認された期間の年金額について】

免除となった期間の年金額は、保険料を納付した場合の年金額の2分の1で計算されます。

【追納について】

免除期間の保険料は、10年以内であれば、後から保険料を納付（追納）することができます。ただし、承認された期間の翌年度から起算して、3年度目以降に追納する場合には、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

【国民年金基金に加入されている方へ】

国民年金基金に加入されている方については、免除申請が承認されると、国民年金基金を脱退することになりますのでご注意ください。詳しくは国民年金基金へお問い合わせください。

【問い合わせ先】健康福祉課 国保年金係 ☎ 0246-84-5205

赤十字復興支援事業「元気あっぷライブ」のお知らせ

— クラシックと落語で県民の心のケア、元気回復！「12人のヴァイオリニスト・落語」 —

日本赤十字社福島県支部では、復興支援事業として「元気あっぷライブ」を開催いたします。

○日時：9月8日(日) 午後2時開会

○会場：福島県文化センター 大ホール
(福島市春日町5-54)

○出演：12人のヴァイオリニスト

高嶋ちさ子プロデュースによるヴァイオリンユニット。
クラシックは難しいという一般的なイメージを払しょくし、より多くの人たちがクラシック音楽に親しんでもらえるよう活動しているグループ

：桂 福丸

2007年2月に桂福團治（4代目）に入門。平成23年第一回繁昌亭ドリームジャンボコンテスト小枝杯7Rチャンピオン

1,700名様
無料ご招待

○応募方法：ハガキまたはFAXで下記の必要事項記載の上お申し込みください。

①9／8ライブ希望、②郵便番号・住所、③氏名（フリガナ）、④年齢、⑤電話番号、⑥希望人数（お一人2名様まで）

○応募締切：8月21日(火) ※消印有効

○入場券の発送：8月28日に当選ハガキ（入場券兼用）を発送します。応募多数の場合は抽選になります。落選通知はしませんのでご了承ください。

【申し込み・問い合わせ先】

日本赤十字社福島県支部 ☎ 024-545-7996
FAX024-545-7923

平成26年度 双葉地方広域市町村圏組合職員採用候補者試験

1、試験職種、採用予定人員および職務内容

試験職種	採用予定人員	職務内容
消防	14人程度	消防業務に従事します。

2、受験資格

区分	受験資格
消防	昭和59年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた方で、自動車運転免許（普通自動車以上「A T限定免許を除く」取得予定の方（学歴は問いません）

3、試験の期日及び場所

- ・第1次試験…9月8日(日)
- ・広野町サッカー支援センター内

4、受付締切

- ・8月15日(木)まで
 - (郵送の場合 8月13日(火)までの消印のあるものに限り受け付けます)
- ※詳しくはお問い合わせください。

【問い合わせ先】双葉地方広域市町村圏組合 ☎ 0240-27-4665



双葉の風だより

全国に避難されている皆さんから寄せられたお便りやメールの一部をご紹介いたします



毎日暑い日が続いているですが、皆さんいかがお過ごしでしょうか。私たちは毎日大変な思いで避難生活を送っていますが、町が双葉町の復興と町民の生活再建に向けてがんばっていますので、少しずつ前に進んでいくことを思います。

さて少し明るいニュースを紹介いたします。私の息子が大熊町の熊坂家の薰さんとご縁がありまして、6月18日にハワイのシェラトン・ワイキキ教会において結婚式をあげました。式では、牧師さんから30分くらいお話しがありました。「本当にこの花嫁を幸せにする。そして愛は真実を愛す」と心を込めて話されました。私も感激で涙があふれ、人生最高の日となりました。

これから二人は温かい家庭を築き、また町の復興に向けて協力をしていくと思いますが、まだまだ未熟な二人ですので、どうか皆さまのご指導をよろしくお願ひします。

朝川 洋一（浅川）

避難生活が続く中、全国に避難されている町民の皆さまの声を「双葉の風だより」のコーナーで紹介するため、皆さまからのお便りを募集しています。

現在の生活の様子、避難先の地域のこと、町民の皆さまに伝えたいことなどなんでも結構ですので、皆さまの声をお寄せください。

【問い合わせ先】
秘書広報課 秘書広報係
☎ 0246-84-5202

仮設住宅への入居者募集(継続)

1. 募集物件 (7月5日現在)

地区	間取り	募集戸数	住 所
福島市	2K	12戸	飯坂町平野字内小原田8-1
	3K	15戸	
	計	27戸	
	2K	4戸	福島市さくら1丁目10-2
	計	4戸	
郡山市	1K	4戸	喜久田町早稲原字上ノ端54-4 (3Kはペットゾーンのみ)
	2K	6戸	
	3K	1戸	
	計	11戸	
	1K	1戸	日和田町高倉字諏訪前82
	2K	9戸	
	3K	11戸	
	計	21戸	
白河市	1K	2戸	郭内151
	2K	24戸	
	3K	19戸	
	計	45戸	

※3Kは3名以上で受け付けします。

※被災証明または罹災証明の写しを付けてお申込みください。窓口受付時間：午前9時から午後5時まで

【問い合わせ先】郡山支所 ☎ 024-973-8090
FAX 024-933-5124

双葉中学校1988年（昭和63年）卒業生の皆さまへ
(昭和47年4月～昭和48年3月生まれ)

同級会のお知らせ

- ・日 時 平成25年9月22日（日）
午後2時30分～
- ・場 所 ホテルプリシード郡山
(郡山市中町12-2 J R 郡山駅から徒歩4分)
- ・会 費 7,000円
※2次会は同ホテル内を考えています（会費3,000円程度）
- ・その他の
 - ・お子さん連れで参加をお考えの方は、人数・年齢もお知らせください。
 - ・宿泊ご希望の方：同プリシードホテル宿泊希望の方は合わせてお知らせ下さい。こちらで一括予約が可能です。
- ※ホテルプリシード郡山 1泊朝食付き6,000円
パーキング宿泊者700円。同級会のみチケット配布。
- ・昭和63年双葉中卒業生のいるご家族の方は、同級会の件をお伝えいただけすると幸いです
- ・申込締切 8月31日(土)
- ・下記連絡先あてに氏名、連絡先、現住所、出欠の有無をお知らせください

【連絡先】

梅田・結城 (Email:1988futaba@gmail.com)



双葉町を忘れない

平成23年3月11日に発生した東日本大震災、そして福島第一原子力発電所の事故により、私たち双葉町民はふるさと双葉町を離れ、今もなお全国に分かれて避難生活を送っています。

先の見えない不安な生活の中で、町民の皆さんのが毎日をどのような思いで過ごし、ふるさと双葉町への思いを抱き続けているのかを、皆さんのお声をお聴きしながら「ふるさと絆通信」として連載していきます。

そして「ふるさと絆通信」を通して、皆さんの双葉町への思いと心の絆がより一層深まるこことを期待いたします。



さいとう ろくろう
齊藤六郎さん
 くみこ
公式子さん
 (両竹)

●避難先●
 茨城県つくば市
**ふるさと
 絆通信**



「九死に一生を得る」とはどういうことか、身をもつて体験させられた日から2年以上が経過しました。地震発生後、行政区長として区内の見回り中に津波に遭遇し、乗っていた自動車もろとも流されました。車体が住宅と壜の間に留まり、引き波にさらわれることなく浮き上がり、車内が浸水することも免れたため脱出することができます。妻と長男は自宅に居ましたが、裏の高台に避難して無事でした。その高台には当家の氏神様を祀っていますが、今ではそのご加護もあつたのかと思うことすらあります。命は助かったとはいえ、自宅を含め行政区内の全世帯が津波により浸水、流失などの被害を受けました。

震災発生翌日から避難となりました。当初、私たちは近所の方とともに浪江町内の老人保健施設に避難しましたが、避難区域の拡大とともに、同町津島、川俣町へと追いやられていきました。寒さも厳しく暖もとれず食べ物もありませんでした。そんな時、福島市内に住む妻の妹が迎えに来てくれ、妹一家のもとに約2カ月間世話をなり、一昨年5月から、同市内の借上住宅に移りました。

福島市での生活では、妹夫婦から手厚い支援を受けてきました。しかし、知り合いも無く、町の情報もほとんどありません。行政区の方々の行方も分りませんでした。避難中とはいって、行政区長と

しての役割を果たさなければと、加須市の避難所通いが始まりました。福島からは、新幹線と列車を乗り継いでも片道2時間以上、車ならば3時間以上かかる距離で非常に大きな負担でした。そんな中、つくば市内に避難している知り合いの方から、同市内で生活環境を聞き、役場との往来や避難者の比較的多い北関東からいわき地区にかけての移動が楽になりました。こちらでは、住宅の庭や近くに借りた畑で草花や野菜を育てています。そうした農作業が縁で近所の方々との交流が生まれたりしています。

避難後しばらくは同じ行政区内の皆さんと連絡が取れない状態が続きましたが、人づてに情報を集め徐々に消息がつかめるようになり、行政区内外や町の動向などについての情報を掲載した情報紙「両竹通信」を作成し、これまで3回発行して皆さんに郵送しています。今年6月には区の総会も開催できました。

私たちの行政区は、避難区域再編で、隣接2区とともに避難指示解除準備区域に指定されました。日中の立入は自由ですが、周囲を帰還困難区域に囲まれ、浪江町側からの出入りしかできず、立入の度、実質的に「帰還困難」としか感じられず、我が故郷とはいえ、非常に複雑な心境です。



さくやま ゆりこ
作山百合子さん

(下条)

●避難先●
福島県二本松市
ふるさと 絆通信

私たち夫婦は夫のふるさと双葉町に移り住んで10年目に原発事故により町を追われました。双葉に来てからあるところで歌つたところ「教えてください」と言われたことがきっかけで歌の教室「Joy-Joy」を始めました。町のお年寄りの会「いきがいクラブ」や町のイベントで歌つたりのボランティア。教室の生徒さんも増えて楽しい日々が続きましたが今はもう過去の思い出となってしまいました。震災の日避難指示を受けましたがすぐに戻れると思い犬のえさの缶詰2個と毛布を2枚だけ持つて柴犬のゲンキと主人と一緒に二本松の幼なじみの友人を頼つて向いました。長蛇の列の車の渋滞もひどくまたようやく見つけたガソリンスタンドでは延々と並んでお互いに交代で10リットルずつ入れることができました。いつもなら一時間半ほどの道のりが9時間もかかっての到着でした。岳温泉の近くでおそばの店「花季」を営むそのお宅で17日間お世話になりました。ガソリンを入れることができない日が続き、岳サファリパーク前のスタンドで入れてくれるという情報を得て翌朝4時から並びました。積雪50センチほどの山道を登るのは大変でした。窓を閉めても凍るような寒い中5時間待つてようやくガソリンを入れてもらい、その日のうちに東京の家へ出発しました。しかしながら個人の家では被災者として必要な情報を得ることが難しく二次避難場所になっていた「ホテルリストル猪苗代」に入れると教えてもらい移りました。そこで6ヶ月を過ごしました。眼下にハーブ園、美しい

たくさんの花々、広いドッグランではゲンキが毎日思い切り走ることができました。またプールに温泉、歌手の方々のステージやイベントなどもあって避難生活にしてはすてきな日々でした。しかし心の中は先行きの不安、示されない行政の方針「帰れないかも」という絶望感、気がつけばいつも涙が頬をつたつっていました。そんな中、多くの方々からのお見舞いをたくさんいただきました。最初の歌の恩師でありますジャズボーカリストマーサ三宅先生は震災後初めて連絡がついたときに「あなた生きてたのね」と大泣きました。もう双葉町とういうだけで助からなかつたと思っていたそうです。そのあと大きなカサブランカの花束がホテルに届きました。そんな日々の中で「歌いたい」という人たちが集まってホテルのカラオケルームを借りて週一回歌うこと始めましたが涙で歌うことなどできませんでした。ある日「うちに住んだら?」あの日から17日間お世話になったあの家です。本当に言葉にならないほどありがたくお借りすることにしました。そして今日に至ります。教室の生徒さんたちもあちこちから郡山などに戻つて来たのを機に「Joy-Joy」を再開しました。現在は自宅と郡山でレッスンをしています。これから原町といわきでの開講を予定しております。あの日教室の生徒さんや知人たち5人が波の彼方へ逝つてしましました。歌が大好きだったその人たちの分までメンバーと一緒に「命の重さ大切さ」を感じながら歌つていきます。今私たちは生きているのですから…。

たかの よしひこ
高野 芳彦 さん
 (山田)



●避難先●
 福島県白河市



私は石材業を営んでいます。震災発生当日、現場作業に当たっていた作業員たちを帰宅させて間もなく、地震に襲われました。初めは小刻みな揺れだったために大したことはないかとも思いましたが、一向に収まる気配が無いどころか、揺れは強く大きくなるばかりでした。まるで波に打ち付けられるように、何度も強い揺れに襲われる度に、周辺の家々からは、屋根瓦が次々と落下しては土煙りが上がっていました。

地震の揺れがある程度落ち着いて、家族の無事は確認できましたが、墓石や塀などを展示していた展示場は大きな被害を受けました。展示場に置いてある製品は、あくまで展示用なので、施工した状態とは違つて、しっかりと固定できないため仕方がなないことでした。夕暮れが近づいている中、手を付けるわけにもいかず、本格的な復旧作業は明日からかと思つていました。しかし翌朝からの避難で叶わぬものとなり、現在は放射能汚染も重なり、放棄する以外に他無く無残な状態です。

私は石材業に携るようになつて約50年、数多くの現場に関わってきました。福島第一原発の建設では、防波堤造りに参加しました。長年、原発の安全を信じてきましたが、今回の震災で安全神話が裏切られただけでなく、津波のリスクに対する甘さ、場合的的な対応など、私たちの生活再建やふるさとが益々遠い存在になつていくだけ

の対応に怒りを通り越し、気持ちが壊れてしまいます。

避難後、多くの皆さんから地震により壊れたお墓の修理を依頼されています。一時立入等で、先祖の眠る場所が無残な姿になつているのを見て一刻も早い修理を望むのは当たり前のことだと思います。しかし、自由な出入りもできず、ほとんどの墓地では放射線量も高く、そうした気持ちに十分に応えられないのが現状です。特に、当町は警戒区域であった期間が長く、周辺町村と比較しても公益立入の許可が下りずらい状態が長く続きました。一方で、施主の方から同行しての墓修理のために立入申請したが役場から修理見積の提出を求められたと連絡がありました。しかし、立入ができるない中で現地を確認できず見積も出せないといつたケースがあるなど、行政対応の不十分さや矛盾のようなものも見受けられました。

今年春、当町でもようやく避難区域再編が行われ、立入手続も以前より正常にできるようになりましたが、現地に出向いても、復興需要による需要超過のため、南相馬市やいわき市といった近隣に宿泊場所も確保できず、避難先から毎日片道2時間かけての往復や墓地の放射線量が高いなど負担や危険が大きく、お客様からの要望に応えきれていませんが、せめて、お墓のような心の拠り所だけでも早く取り戻せるように頑張つていきたいと思っています。



ささき まれひさ
佐々木 希久
さん

(下長塚)

●避難先●
福島県いわき市
ふるさと 紛通信

消防団（第二分団）に所属していた私は、震災発生後、帰宅して家族の安否を確認するとしてすぐに消防団詰所に向かい、夜通し夜警、翌朝からは避難誘導にあたった後、友人家族とともに避難を始めました。南相馬市や相馬市内の知人や親類宅を経て、仙台市内に住む姉夫婦のもとに身を寄せました。が、子どもたちの学校など、新学期まで間もないこともあり、さいたまスーパーアリーナに向かい、間もなく旧騎西高校へと移りました。

一方、私はその4月、勤務先の業務再開のため、平日はいわき市内に宿泊し、週末になると加須にいる家族のもとへ帰る生活となりました。週末、避難所（旧騎西高校）に戻る度に、生活環境が悪く、母や子どもたちの精神的・身体的負担も大きくなつて

いくように感じられたため、避難所の近くに借上住宅をとも考えましたが、親である私がついていてあげられない状態で、子どもたちが孤立してしまうのではないかと思いつい、それはあきらめました。そんな中、南台仮設住宅の入居者募集が行われたため応募したところ当選できたため、子どもたちの夏休みにあわせ、一昨年8月、同仮設住宅に移動しました。

仮設住宅のあるいわき市内に移つて、故郷が近づき、家族一緒に暮らることにほつとした部分がありますが、学校が遠いなどの問題もあり、避難を始めてから2年以上が経過する今日ですら、落ち着けない状態を強いられています。

私は現在、町民グループ「夢ふたば人」の会長をさせていただいています。この仮設住宅には、高齢者が多く、住宅の構造上の問題など、火災が起きると被害が大きくなることが危惧されました。「自分たちのことは自分たちで守る」そんな気持ちで同仮設住宅や周辺に住む消防団員有志による夜警を始めました。そうした仲間たちと、町のために何かできないかと考えました。町を追われバラバラになつても、ふるさとを忘れることがなく、双葉の誇りを未来につないでいくためにも長年受け継がれた行事を絶やすまいという想いでした。しかし、公的助成・補助や運営面で個人では限界があるため、この団体を立ち上げました。初めは手探り状態でしたが、町民の皆さんや仮設住宅の立地するいわき市植田地区の皆さんとの協力により、昨年1月21日、南台仮設住宅でダルマ市を開催することができます。久々の再会を喜び合う人たちの姿に感動を覚えました。もちろん、志を一つにして一緒に頑張った仲間たちや、私たちの呼びかけに惜しむことなく協力をしていた皆様へ感謝は忘れられません。その後も、イベントの開催などを通じて、離れ離れになつた皆さんの再会の場をつくとともに、お世話になつて植田地区の七夕祭りにも出店するなど、避難先の皆さんと私たちの交流に少しでも役に立てばと思っています。

なかの みやこ
中野 三夜子
 さん
 (鴻草)



●避難先●
 埼玉県加須市



(左)本人・(中央)同居する孫[増田涼菜]・(右)日本舞踊の師匠[若幸紫華先生]

原発事故によって私たち家族の生活はすっかり変わってしまいました。震災発生の翌朝からの避難では、浪江町津島、福島市内の避難所、さいたまスーパーアリーナ、旧騎西高校に向かいました。

避難後、色々なことがありました。家を出る際、何かの役に立つだろうと電気ポットを携えましたが、最初に身を寄せた津島でそれを使つて湯を沸かし、雪が降る寒さの中、皆さんに温かいものを撮つていただきました。

津島に避難していた人の中には、傷だらけで砂や泥にまみれた方がいて、初めて津波の惨事を知りました。さいたまスーパーアリーナでは、私たちの到着時、すでにスペース不足の状態でしたが、私たちの様子を見た施設責任者の配慮により入ることができました。旧騎西高校では、女性たちが布団をかぶつて着替えをしている状態でしたが、せめてとも思いい置いてあつた古いロッカーで仕切をつくり更衣室をつくりました。そうした中、加須市内に住む兄の友人の世話で、近くのアパートに移りました。入居時、何も持たない私たちに、仲介にあたつた酒巻不動産（加須市）の奥さんに米や生活用品を提供していただき、人の情けの温かさに涙しました。また、入居して初めての夕飯では、ごはんを炊いたものの、しゃもじが無く家族全員で大笑い。避難後、家族揃つて初めての笑顔となりました。

しばらくそこで生活ましたが、狭いアパートでは育ち盛りの孫が自由に遊ぶこともできず、その成長を考え、娘が近所に新居を

構えました。被災前まで一緒に生活していた家族は、現在、私・長女・孫（長女の娘）が加須市、夫が南台仮設住宅、長男夫婦・孫2人がいわき市内の借上住宅、母はいわき市勿来にあるせんだんグループホームにと、4カ所に分れての生活を余儀なくされています。仕事や孫たちの教育などを考え止むを得ない選択となりました。

私は、長年、日本舞踊を趣味としております。初めての一時立入のとき、同行した長女が「お母さんにはこれがあるじゃない」と、舞踊に使う着物と扇子を一組持ち出してくれました。避難後しばらく舞踊どころではありませんでしたが、「泣くな、負けるな、弱音を吐くな…」と加須市のイベントや福祉施設の慰問など、その着物と扇子で、その年は13回の舞台を踏みました。母の入居先近くのひだまりで、孫とともに行った慰問公演では、思わず涙しました。幸いにも、近所に住むお師匠さん（若幸紫華先生）と巡り合い、色々とお力添えをいただいております。また、同居している孫は、避難前から習っていたバレエの練習を再開し、一段と成長した姿で久しぶりに発表会の舞台に立ちました。

過日、アイススケートショー観覧のため、さいたまスーパーアリーナを訪れました。孫は、私たちがいたエリア番号を覚えており、久しぶりにその場に立ち、先の見えない不安な日々を過ごしたことを思い出しました。これからは、一日一日を大切に、負けない気持ちを持って前に進んでまいります。



株式会社 伊藤工務店

代表取締役

いとう てつお
伊藤 哲雄 さん
 (新山)

●避難先●
 福島県いわき市
 ふるさと
 紛通信

被災当時、当社では、私と弟である専務をはじめとするチームが福島第一原発の構内に、もう一チームは双葉町内の町道工事現場になりました。地震発生と津波襲来により、一旦、作業を中止しましたが、津波が落ち着いてくると同時に津波被害の復旧作業にあたりました。原発構内は、津波により大量のがれきがあり込み、一刻も早い撤去を必要とされたため、夜を徹しての作業になりましたが、翌12日午前5時、原発が危険な状態になり現場からの撤収命令が出され、止むなく第二原発をあとにしました。その直後、町内にも避難指示が出され、私は一度、事務所に立ち寄り、妻とともに町を出て、当時、大野病院に入院していた母の転送先を探しながら県内数カ所の避難所を経て、母が郡山市内の病院に収容されたのを見届けた後、埼玉県内の親類のもとへ向かいました。専務は仙台方面に避難しました。

避難後、しばらく何もできない状態が続きましたが、第一原発の収束作業への参加を要請されたため事業再開の準備にかかりました。しかし、双葉町を事業の拠点にするわけにはいかず、従業員の多くは避難によりバラバラになっている中、警戒区域が設定される前、危険を覚悟で双葉に置いたままになつていた事業再開に必要なものを最小限ながらも運び出しました。元請の大手建設会社「㈱熊谷組」のバックアップを受けながら、私たちの声に応え集まってくれた従業員たちとと

もに、震災発生から約1ヶ月後、いわき市内で事業を再開しました。その後、できるだけ双葉に近いところでということもあり、今年3月、広野町内に拠点を設け、現在に至っています。

町を離れて2年以上、「マイナス」からの出発。人手不足などの問題はあります。この困難な状況で諦めるのは簡単だと思いますが、誰かが一步を踏み出さなければ、復興も再興もないと思っています。微力であつても、その一步に参加し、苦しくてもがくことがあっても、全社一丸で前に進んでいきたいと思っています。私たちとともに、ふるさと双葉の復興に加わってくれる方がおりましたら、ぜひ、ご連絡ください。



伊藤代表取締役（広野事務所にて）
 ~あなたの復興にかける情熱をお待ちしています！~

株式会社 伊藤工務店 広野事務所・社員寮

〒九七九一〇四〇六
 福島県双葉郡広野町大字浅見川字沢目72-1
 電話 0240(25)8340
 FAX 0240(25)8341

ぼくの夢・わたしの夢



双葉南小学校6年 木村 弘太くん
(現在:埼玉県加須市立騎西小学校)

ぼくの将来の夢は自動車の整備士になることです。
理由は、ぼくのお父さんが車を直しているのを見て、おもしろそうだ
なとか楽しそうだなと思ったからです。

東日本大震災と原発事故以来、お父さんが働いていた浪江町では仕事
ができなくなってしまいました。でも、お父さんは福島市で同じ整備工
場を再開しました。その時ぼくは「ぼくも早くお父さんみたいに車を直
す人になりたいな」と思いました。

整備士になるのは難しいかもしれないし、めんどうくさいなと思うこ
ともあるかもしれません。でも、そんなことは言わないで早くいい大人
になって仕事をがんばっていきたいです。

今月の表紙



今月の表紙は、7月10日にいわき市文化センターの調理室で
行われた桜婦人学級（いわき市：渡部ゆう子学級長）の料理教
室の風景です。学級生15人が参加し、西牧美智子さんの指導で、
みかんの缶詰を使った「ヨーグルトゼリー」と市販のピザシート
を使って野菜のたっぷり入った「玉子ピザ」を作りました。

ピザが焼き上がると部屋中にいいにおいが漂い、歓声が上
がりました。アツアツのピザと冷たいゼリーを試食しながら話が
弾み笑顔が広がりました。



森田 紗斗くん(2歳4ヶ月)と
お母さんの亜生子さん(長塚二)

お姉ちゃん、大好き！

▲ 栃木県足利市にお住まいです。

双葉町民の避難状況

(平成25年7月1日現在)

- ・福島県内に避難されている方 3,785人
- ・福島県外に避難されている方 3,125人



連絡先

○いわき事務所 〒974-8212 福島県いわき市東田町二丁目19-4

☎ 0246-84-5200 FAX 0246-84-5212、0246-84-5213

✉ futaba@town.futaba.fukushima.jp

○埼玉支所 〒347-0105

埼玉県加須市騎西598-1 旧騎西高校内

☎ 0480-73-6880

FAX 0480-73-6929

✉ saitama@town.futaba.fukushima.jp

○郡山支所 〒963-8024

福島県郡山市朝日一丁目20番2号

☎ 024-973-8090

FAX 024-933-5120

✉ fukushima@town.futaba.fukushima.jp

○双葉町公式 臨時サイト(災害版)

<http://www.town.futaba.fukushima.jp/>

ホームページ 臨時モバイルサイト(災害版) <http://www.town.futaba.fukushima.jp/mobile/fukushima>